

意見書

2012年10月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本告示の改正に先立ち施行された、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令では、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の基準や第二種指定電気通信設備の指定制度設立時に係る PHS を除外した経緯を参考として、二種指定事業者の指定基準を「十分の一」と定めております。平成 24 年 3 月 22 日付けにて弊社より提出いたしました電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書にて述べさせていただいたとおり、当該指定基準については論拠が薄弱なものであり、合理性が認められないものと考えております。については今後、改めて本制度を見直し、合理的な結論を得て頂きますようお願いいたします。

以上